

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

(4) 議案第58号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第58号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 58 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 障害児入所施設及び児童発達支援センターに、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける
- (2) 主として知的障害のある児童又は主として盲児若しくはろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に置くべき児童指導員及び保育士の総数をおおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上とする
- (3) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）において、医療的ケアを必要とする障害児に必要な支援体制の整備を推進するため、当該障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置くことを義務付ける

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号	○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号
(懲戒に係る権限の濫用禁止)	(懲戒に係る権限の濫用禁止)
第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(業務継続計画の策定等)	
第12条の2 障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下この条、次条	(新設)
第2項及び第3項並びに第21条の2において「障害児入所施設等」という。)の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	
3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第13条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。	第13条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。
2 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。第21条第1項において同じ。）の設置者は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延	2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正後	改正前
<p>を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>3 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p>	<p>ない。 (新設)</p>
<p><u>(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p>	
<p><u>4 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</u> (非常災害対策)</p>	<p><u>3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</u> (非常災害対策)</p>
<p>第21条 児童福祉施設においては、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p><u>2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。</u></p>	<p>第21条 児童福祉施設においては、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p><u>2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。</u> (新設)</p>
<p><u>第21条の2 障害児入所施設等の設置者は、消防設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</u></p> <p><u>2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 障害児入所施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員 <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）<u>若しくは大学院</u>において、心理学を専修する学科、<u>研究科</u>若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。</p> <p>6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 乳児院（10人以上の乳幼児を入所させるものに限る。）には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 (2) 看護師 (3) 個別対応職員 (4) 家庭支援専門相談員 (5) 栄養士 (6) 調理員 <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3 乳児院においては、心理療法を行う必要があると認められる10人以上の乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。</p> <p>4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5 第1項第2号に掲げる看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上とする。ただし、これらの合計数は7人を下回ってはならない。</p> <p>6 前項の規定による看護師は、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）</p>

改正後	改正前
以下同じ。) 又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。	以下同じ。) 又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。ただし、10人の乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人以上、10人を超える乳幼児を入所させる乳児院にあっては2人に、乳幼児がおおむね10人を増すごとに1人ずつを加えた人数以上の看護師を置かなければならない。
7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならぬ。	7 前項の規定による保育士のほか、20人以下の乳幼児を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならぬ。
(職員)	(職員)
第38条 母子生活支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。	第38条 母子生活支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。
(1) 母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。) (2) 嘱託医 (3) 少年を指導する職員 (4) 調理員又はこれに代わる者	(1) 母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。) (2) 嘱託医 (3) 少年を指導する職員 (4) 調理員又はこれに代わる者
2 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の母子に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならぬ。	2 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の母子に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならぬ。
3 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。	3 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。
4 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならぬ。	4 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければならぬ。
5 母子支援員の数は、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては3人以上とする。	5 母子支援員の数は、10世帯以上20世帯未満の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては2人以上、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては3人以上とする。
6 少年を指導する職員の数は、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては、2人以上とする。	6 少年を指導する職員の数は、20世帯以上の母子を入所させる母子生活支援施設にあっては、2人以上とする。
(職員)	(職員)
第58条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委	第58条 児童養護施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委

改正後	改正前
託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 児童指導員 (2) 嘴託医 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士 (7) 調理員 (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。）	託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 児童指導員 (2) 嘴託医 (3) 保育士 (4) 個別対応職員 (5) 家庭支援専門相談員 (6) 栄養士 (7) 調理員 (8) 看護師（乳児が入所している施設に限る。）
2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。	3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。
4 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。	4 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。
5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。	5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。	6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、45人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1の施設につき1人を下回ってはならない。 (職員)	7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1の施設につき1人を下回ってはならない。 (職員)
第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。	第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

改正後	改正前
ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
(1) 嘴託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者（基準省令の規定により 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）	(1) 嘴託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者（基準省令の規定により 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）
2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘴託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘴託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を <u>4</u> で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。	3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を <u>4. 3</u> で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1以上を加えるものとする。
4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
(1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 医師 (3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師 をいう。以下この条及び第79条において同じ。）	(1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 医師 (3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師 をいう。以下この条及び第79条において同じ。）
5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘴託医については、第2項の規定を準用する。	5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘴託医については、第2項の規定を準用する。
6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。	6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。

改正後	改正前
7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。	8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。
9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。	9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。
10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。	11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。
12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 看護職員	12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 (1) 第1項各号に掲げる職員 (2) 看護職員
13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。	13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。
14 心理指導を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。	14 心理指導を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。
15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理指導担当職員について準用する。 (職員)	15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理指導担当職員について準用する。 (職員)
第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達	第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達

改正後	改正前
<p>支援センターを除く。次項において同じ。）には、<u>嘱託医</u>、<u>児童指導員</u>、<u>保育士</u>、<u>栄養士</u>、<u>調理員</u>及び<u>児童発達支援管理責任者</u>のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) <u>40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</u> (2) <u>調理業務の全部を委託する施設 調理員</u> (3) <u>医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</u> (4) <u>当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員</u> (5) <u>当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員</u></p>	<p>支援センターを除く。次項において同じ。）には、<u>次に掲げる職員を</u>置かなければならぬ。ただし、<u>40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を、日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない場合にあっては機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならぬ</u>ことができる。</p> <p>(1) <u>嘱託医</u> (2) <u>児童指導員</u> (3) <u>保育士</u> (4) <u>栄養士</u> (5) <u>調理員</u> (6) <u>児童発達支援管理責任者</u> (7) <u>機能訓練担当職員</u></p>
<p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、<u>機能訓練担当職員及び看護職員</u>の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上と</p>	<p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士<u>及び機能訓練担当職員</u>の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上と<u>する</u>。</p>

改正後	改正前
<p><u>し、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u></p> <p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項に規定する職員</p> <p>(2) 言語聴覚士</p> <p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、<u>機能訓練担当職員及び看護職員</u>の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) <u>嘱託医</u></p> <p>(2) <u>児童指導員</u></p> <p>(3) <u>保育士</u></p> <p>(4) <u>栄養士</u></p> <p>(5) <u>調理員</u></p> <p>(6) <u>児童発達支援管理責任者</u></p> <p>(7) <u>看護職員</u></p> <p>(8) <u>日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあっては、機能訓練担当職員</u></p>	<p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項に規定する職員</p> <p>(2) 言語聴覚士</p> <p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士<u>及び機能訓練担当職員</u>の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p><u>(1) 第1項に規定する職員</u></p> <p><u>(2) 看護職員</u></p>

改正後	改正前
8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。	9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。
(職員)	(職員)
第88条 児童心理治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。	第88条 児童心理治療施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
(1) 医師 (2) 心理療法担当職員 (3) 児童指導員 (4) 保育士 (5) 看護師 (6) 個別対応職員 (7) 家庭支援専門相談員 (8) 栄養士 (9) 調理員	(1) 医師 (2) 心理療法担当職員 (3) 児童指導員 (4) 保育士 (5) 看護師 (6) 個別対応職員 (7) 家庭支援専門相談員 (8) 栄養士 (9) 調理員
2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。	2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、 <u>研究科</u> 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であ	3 心理療法担当職員は、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療

改正後	改正前
って、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。	法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。	5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童10人につき1人以上とする。
6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。	6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童4.5人につき1人以上とする。
(職員)	(職員)
第94条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	第94条 児童自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
(1) 児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)	(1) 児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)
(2) 児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)	(2) 児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)
(3) 嘴託医	(3) 嘴託医
(4) 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘴託医	(4) 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘴託医
(5) 個別対応職員	(5) 個別対応職員
(6) 家庭支援専門相談員	(6) 家庭支援専門相談員
(7) 栄養士	(7) 栄養士
(8) 調理員	(8) 調理員
2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。	2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。	3 心理療法を行う必要があると認められる10人以上の児童に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。
4 第88条第3項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。	4 第88条第3項の規定は、前項に規定する心理療法担当職員について準用する。

改正後	改正前
5 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければなら ない。	5 実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければなら ない。
6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて、おおむね児童 4.5人につき1人以上とする。 (児童自立支援施設の長の資格等)	6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じて、おおむね児童 4.5人につき1人以上とする。 (児童自立支援施設の長の資格等)
第95条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生 労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する <u>人材育 成センター</u> （以下「 <u>人材育成センター</u> 」という。）が行う児童自立支援施設 の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修 を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に 運営する能力を有するものでなければならない。	第95条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生 労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する <u>児童自 立支援専門員養成所</u> （以下「 <u>養成所</u> 」という。）が行う児童自立支援施設 の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修 を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運 営する能力を有するものでなければならない。
(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 児童自立支援専門員の職にあった者その他児童自立支援事業に5年 以上（ <u>人材育成センター</u> が行う児童自立支援専門員として必要な知識及 び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を 修了した者にあっては、3年以上）従事した者 (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ って、次に掲げる期間の合計が5年以上（ <u>人材育成センター</u> が行う講習 課程を修了した者にあっては、3年以上）であるもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業（国、都 道府県、法第59条の4第1項に規定する指定都市又は児童相談所設置市 の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事 した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該 当する期間を除く。）	(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 児童自立支援専門員の職にあった者その他児童自立支援事業に5年 以上（ <u>養成所</u> が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習 得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者 にあっては、3年以上）従事した者 (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であ って、次に掲げる期間の合計が5年以上（ <u>養成所</u> が行う講習課程を修了 した者にあっては、3年以上）であるもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあっては、児童福祉事業（国、都 道府県、法第59条の4第1項に規定する指定都市又は児童相談所設置市 の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業に従事 した期間 ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該 当する期間を除く。）
2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準 省令第81条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受け	2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、基準 省令第81条第2項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受け

改正後	改正前
<p>なければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p><u>附 則（令和3年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第13条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に存する改正前の条例（以下「旧条例」という。） 第66条第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第67条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>5 この条例の施行の際現に存する旧条例第67条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第67条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>6 この条例の施行の際現に存する旧条例第79条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新条例第79条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。</p>	<p>なければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>